依頼日：令和 8 年 11 月 18 日

【見積依頼内容】

（単価契約）産業廃棄物（金属くず）処理業務委託　　＊ 詳細は別紙「仕様書」のとおり

【見積条件】

件　　名	（単価契約）産業廃棄物（金属くず）処理業務委託
契 約 期 間	契約の日 から　令和 9 年 3 月 31 日
参 加 資 格	産業廃棄物処理業許可証（金属くず）を有する京都市の入札参加有資格者
見積書提出期限	令和 8 年 12 月 1 日（火）
見積書有効期間	契約書締結まで
提 出 方 法	FAX、電子メール、郵送 提 出 先： 京都市交通局 高速鉄道部 高速車両課（担当：瀧野） 京都市右京区太秦下刑部町12　〒616-8104 電　　話： 075-863-5263 F A X： 075-863-5269 メ ー ル： takiaa480@city.kyoto.lg.jp
そ の 他	契約となった事業者様にのみ、ご連絡を差し上げますので予めご了承ください。

【見積書記載事項】

提 出 日	交通局に提出の日
あ て 先	京都市公営企業管理者 交通局長
見 積 人	名称、代表者の役職及び氏名、住所、押印 担当者氏名及び連絡先（電話番号、メールアドレス）も記載してください
件　　名	上記件名のとおり
見 積 額	・ 廃棄物1kg当たりの処理単価を明記 ・ 仕様書記載の予定数量に単価を乗じた金額を見積額とし、先頭に「金」又は「￥」を記載 ・ 消費税及び地方消費税相当額に1円未満の端数が生じる場合は、その処理方法又は消費税額を明記する。 いずれも記載がない場合は、切捨てとして処理する。
見積書有効期間	有効期限の記載がない場合は、見積条件記載のとおりとする
そ の 他	必要事項があれば記載してください

仕　様　書

京 都 市 交 通 局
高速鉄道部 高速車両課

<table>
<tr><td>件　　名</td><td>（単価契約）産業廃棄物（金属くず）処理業務委託</td></tr>
<tr><td>排 出 場 所</td><td>交通局 車両工場 竹田検車区</td></tr>
<tr><td>契 約 期 間</td><td>契約の日　から　令和 9 年 3 月 31 日 まで</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td>
1 業務内容
発注者は、受注者に対し、産業廃棄物（金属くず）の処理業務を委託する。
本業務の履行に当たっては、京都市交通局契約規程、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等を遵守するとともに、本仕様書に基づき産業廃棄物を適切に処理する。

2 産業廃棄物の種類及び数量等
産業廃棄物の内容物・数量等は下表のとおり。
産業廃棄物の現物確認をご希望される場合は、下見を下記日程で行いますので、必ず事前にご連絡のうえご来場ください。
<table>
<tr><td>内 容 物</td><td>ペール缶、一斗缶、スプレー缶、ボルト・ナット類、その他地下鉄車両部品
（地下鉄車両部品：パンタグラフスリ板、軸受類、連結幌 等）
※ 詳細は添付の写真をご確認ください</td></tr>
<tr><td>性　　状</td><td>成形品</td></tr>
<tr><td>荷　　姿</td><td>ばら積み</td></tr>
<tr><td>数　　量</td><td>約2ton</td></tr>
<tr><td>搬入頻度</td><td>1回</td></tr>
<tr><td>下　　見</td><td>下見日程　：　11月26日(木)、27日(金)　両日とも 09:30～12:00
下見受付　：　希望日の前日まで（土日除く）　※ 当日受付は行いません
受付時間　09:00～12:00 及び 13:30～17:00
※ 11/24(火)は都合により受付を休止します
申 込 先　：　交通局 高速鉄道部 高速車両課（担当：瀧野、道畑）
075-863-5263（高速車両課 直通）</td></tr>
</table>
3 搬入方法
廃棄物の搬入は、発注者が別途契約する収集運搬業者が行う。
搬入の詳細については、契約後、発注者受注者双方で協議し決定する。

4 産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という）の交付
（1）受注者は、収集運搬業者から受領したマニフェストのうち、廃棄物受領時に必要事項を記入のうえ、B1票、B2票を収集運搬業者に手渡す。
（2）受注者は、処理終了後、残るマニフェストに必要事項を記入のうえ、C2票を収集運搬業者に、D票は発注者の発注元所属(その他の欄に記載)に送付する。
（3）受注者は、最終処理後、E票を発注元所属に速やかに送付する。
（4）マニフェストの発行等、その手続に要する費用は受注者の負担とする。
</td></tr>
</table>

特記事項等	**1 委託料の支払** （1）受注者は、廃棄物搬入後速やかに搬入量報告書（様式自由）を発注者に提出する。 （2）委託料の支払は、出来高精算払とし、発注者は受注者の請求に基づき支払うものとする。請求金額は、搬入量報告書に記載の搬入重量に1キログラム当りの契約単価を乗じて算出した金額とし、発注元所属に請求する。 （3）受注者は、請求時に計量証明書を提出する。 **2 契約書作成時の添付資料** （1）産業廃棄物処理業許可証（金属くず）の写し 受注者が中間処理業者の場合は、中間処理の許可証とともに最終処分地の許可証の写しを添付する。ただし、最終処分地の許可証の写しを添付できない場合は、次に示す「産業廃棄物処分受注者記入欄」の最終処分地の項目（所在地・処理方法・処理能力等）を記載する。 なお、許可の更新及び許可事項の変更があった場合、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出する。 （2）産業廃棄物処理受注者記入欄 仕様書末尾の「産業廃棄物処理受注者記入欄」ついて、各項目を記入し添付する。 **3 その他** （1）本仕様書に疑義が生じたときは、双方誠意をもってその解決に当たるものとする。 （2）受注者は、本業務の履行に当たり、安全に十分配慮するものとし、作業中の事故等については、受注者の責において解決するものとする。
そ　の　他	発注元所属（各書類提出先） 京都市交通局 高速鉄道部 高速車両課 京都市右京区太秦下刑部町12　〒616-8104

集積場 全景





内容物



← スプレー缶
一斗缶
軸受け　等



← 連結幌



← パンタグラフ スリ板

ボルト ナット 類
↓



産業廃棄物 処　分 受注者記入欄

受注者に関する項目について、下記の欄を記入すること。

ただし、許可証のとおりであれば、『□　許可証のとおり』の欄に☑の記入のみとする。

受注者の許可の事業の範囲 （事業の区分）	□　許可証のとおり
受注者の取り扱える 廃棄物の種類	□　許可証のとおり
受注者が廃棄物の処分等を 行う場所の所在地	□　許可証のとおり
受注者が行う処分方法	□　許可証のとおり
受注者が行う処分の 施設の処理能力	□　許可証のとおり

※　受注者の委託業務が中間処理の場合

最終処分地について、いずれかを選択して☑を記入し、不備の無いようにすること。

□　最終処分先の許可証の写しを添付　　□　最終処分先を下記の通り記載

最終処分先の所在地 ※　名称･許可番号があれば 必ず記載すること	□　許可証のとおり
最終処分先の処理方法	□　許可証のとおり
最終処分先の 施設の処理能力	□　許可証のとおり